

養殖エコラベル表示管理規程

(適用の範囲)

第1条 この規程は、養殖エコラベル（以下、「AEL」という。）の認証証書およびロゴマーク表示に係わる管理規程である。

(認証証書及び表示の管理等)

第2条 審査員あるいは専門家（以下、「確認者」という。）は、認証取得者に認証証書およびロゴマーク表の示管理を適切に行わせるものとする。認証取得者或いはそれ以外の者がAELの趣旨に反したことを発見もしくは情報を得たときには、直ちにAELスキームオーナーへ報告し、その指示に従う。

(認証証書およびロゴマークの掲示)

第3条 AELスキームオーナーは、確認者に事実確認を指示することが出来るものとする。確認の結果に基づき、問題が無いと判断された場合には、認証機関は認証証書およびロゴマークの継続使用を認める。

2 確認者は、認証証書およびロゴマーク掲示の停止が適切であると判断した場合には、認証機関はAELスキームオーナーに連絡の上、認証取得者に認証証書の掲示の停止を通知する。

(報告及び公表)

第4条 AELスキームオーナーは、以下の各号に該当するときは、認証機関に対して、事務所において公衆の閲覧に供し、インターネット或いはその他適切な方法によりこれらの情報を開示又は公開することを指示できる。

(1) 認証証書取得者を認定機関からAELスキームオーナーが受けたとき

(2) 認証証書取得者がAELロゴマークの表示を付した生産品の出荷を行うとき或いは停止するとき

(3) 認証証書取得者がその活動を停止あるいは廃止したとき

(4) 第3条により掲示を停止することとなった場合

(5) その他

2 認証機関は、認証証書取得者から年次審査或いは更新審査の折りに、前年度の表示実績の報告を受け、これを取りまとめ、AELスキームオーナーに報告するものとする。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、AEL認証証書およびロゴマーク表示の管理に必要な場合は、別にAELスキームオーナーが定めるものとする。

(附則)

この規程は、2011年2月1日より施行する